

令和7年度 京都市立紫竹小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 「学校いじめの防止等基本方針」の策定

(1) 目的

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

また、学校の中では「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

(2) 基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

・ いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名 不登校・いじめ対策委員会

イ 構成員（職名又は校務分掌）

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 生徒指導部担当教員
スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

ウ 委員会として取り組む内容

- 各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有、教職員の共通理解
- 不登校児童の現状報告や、それに対する取組の共通理解
- 未然防止の取組の推進
- いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の対応
- 関係機関、専門機関との連携対応

エ 開催時期

- 開催時期は、定例の児童理解委員会以外に必要に応じて招集する。
- 事案に応じて、管理職・生徒指導主任・養護教諭・当該学級担任等によるケース会議を実施する。

オ 児童・保護者への周知

- 5月の全校朝会にて「いじめ対策委員の紹介」を行い、児童生徒・保護者への周知を図る。
- 5月の学校だよりにより保護者への周知を図る。

3 基本的施策 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止

ア 学習環境の整備

安心して誰でも発言できる環境づくりが大切。

児童の発言が全員に認められるように継続して声かけ・指導を行う。

イ 授業改善

たくさんの子ども（全員）が発表できる授業。

全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業。

「自己決定の場を与える」「自己存在感を与える」「共感的な人間関係を育成する」「安心・安全な学校風土の醸成された」授業づくり

ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・道徳の学習を主とした、よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の、意図的、計画的な実施。
- ・人権参観懇談会で、いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした授業を実施し、保護者に理解や協力を求める。
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室の実施。

エ 児童生徒が主体的に行う活動や体験的活動の充実

- ・学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己存在感を高める取組を推進する。
- ・児童会活動を活発に行い、児童から学校全体に呼びかける体制づくりを行う。
- ・たてわり活動による異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。
- ・宿泊学習の取組を通しての仲間づくり。

オ 児童生徒同士の絆づくり

- ・学校行事（体育発表会・学習発表会）などを通しての人間関係づくり。
- ・地域行事（紫竹まつり・エコフェスタ）における高学年や中学年の地域との人間関係づくり。

カ 児童生徒へのはたらきかけ

- ・担任外の教職員との関わりを増やしていかなければならない。
- ・些細な子どもの言動を見逃さないために、担任が常にアンテナをはり、学年を超えてどの子どもにも声かけを行うことが大切。

キ その他

- ・管理職を含めた児童理解委員会での情報交換が必要。そこで、担任が抱えているものを組織として取り組んでいかなければならない。
- ・教職員がこの1年間の取組を振り返り、一丸となって取り組んでいかなければいけない。紫竹小学校の教職員一人一人が意識改革をする。
- ・アンケートを取った後に、結果の分析をし、児童の共通理解をはかることが大切である。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

ア 日常の児童生徒に関する情報の共有

- 生徒指導主任は、日常的に情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いを含め、児童理解委員会（不登校・いじめ対策委員会を含む）で情報を共有する。
- 「不登校・いじめ対策委員会」で共有された情報は、全教職員が共有する。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

- いじめに特化したアンケート（6月・10月）を利用しての「いじめ」の兆候の早期実態把握。アンケートから問題行動の傾向を図ることが出来る。
- クラスマネジメントシート（7月・12月）を活用しての「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し。
- 頻繁に保健室を利用する児童の様子をよく観察し、いじめの早期発見につなげ、教育相談を行うことが出来る体制を整備する。担任、その他関係者、管理職、スクールカウンセラー等との連携。

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- 聞き取り等を確実に行い、生徒指導主任が集約する。
- 生徒指導委員会で、検証及び対処を検討する。

エ その他

- 職員室での子どもの話題を増やす。
- 全教職員で全員を見ていく意識づくり。
- 6年生を紫竹小学校の最高学年として、学校全体で支えていく意識づくり。

(3) いじめが起こったときの措置

ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめが発覚したときの対応

- 対策委員会・教職員に報告する（情報の共有・共通理解）
- 情報を集め、事実確認を行う（複数の教職員・対策委員で行う）
- 当該児童への指導・支援、保護者へ連絡し、連携する。
- 当該児童だけではなく、周りの児童への指導も行い、いじめに対する意識を更に高めていく。

※全ての過程において記録をしっかり残す。

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前 提 と な る 基 本 事 項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未 然 防 止 の 取 組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

予 防

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

心の通った指導

管理職のリーダシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

ウ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

手順は（2）と同じ

※加害者が、特定しにくいという面とネットを利用する環境が学校だけではなく家庭にもあるため、保護者自身も子どものネット環境について把握し、学校と連携し情報モラルについて理解を深め、正しい使い方について教えていく必要がある。

エ 「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

学校全体での継続的な指導・支援

- ・少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。

① いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）

② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）

※ 面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策員会で行う。）

（4）教職員の資質向上の取組（校内研修）

ア 基本的な考え方

教職員自身が「いじめは人間として絶対に許されない」という強い意識を持ち、一人一人の児童に徹底していき、保護者や地域にも伝えていく。また、いじめを許さない学校づくりを推進していく。

イ 研修の時期・内容等

- ・5月、8月、3月に行う生徒指導研修会。
- ・内容は、主に「学級経営の交流」についてとするが、その他毎月の児童理解委員会であがった案件を取り上げることも積極的に行う。

4 保護者・地域との連携

・保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動。
- ・非行防止教室の保護者参観。
- ・加茂川中学校生徒指導連絡協議会での研修などの学校間・保護者間・地域間の連携の推進。
- ・学校説明会の中での「学校いじめの防止等基本方針」の発信。

5 関係機関との連携

ア 地域・家庭との連携の推進に向けて

- ・学級懇談会や人権参観懇談会等で、「紫竹小学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深めていただける話を持つ。
- ・紫竹小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「紫竹小学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。

イ 関係機関との連携の推進に向けて

- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー及びスクールサポートーとの連携を密にする。

6 重大事態が発覚したときの対応

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議。

重大事態は、法において、次のように定義する

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校が調査主体の場合・学校の下に重大事態の調査組織を設置。

- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。

- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。

- ・京都市教育委員会への調査結果の報告。・調査結果を踏まえた必要な措置。
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進。
- 京都市教育委員会が調査主体の場合
- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力。

7 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	早期発見・積極的認知に向けたアンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	生徒指導部会①（プログラムの見直し） 職員会議「学校いじめの防止等基本方針」の共通理解 いじめ不登校対策委員会① 児童理解委員会①	入学式 始業式		入学式後の保護者説明 授業参観・学級懇談会
5	児童理解委員会② いじめ不登校対策委員会② 生徒指導・総合育成支援教育研修（見守っていきたい子の研修）	朝会（周知） 1年生をむかえる会 1・2年生遠足（予定）		相談週間
6	児童理解委員会③ いじめ不登校対策委員会③		第1回いじめに関する記名式アンケートの実施→教育相談→共有	授業参観
7	児童理解委員会④ いじめ不登校対策委員会④ クラスマネジメントシートの分析	6年修学旅行 1学期終業式	第1回クラスマネジメントシートの実施 学校評価アンケート	個人懇談会
8	加茂川中学校区合同研修会（予定） 生徒指導研修②	2学期始業式		
9	児童理解委員会⑤ いじめ不登校対策委員会⑤		学校運営協議会の説明と評価	
10	児童理解委員会⑥ 学校いじめ防止プログラムの見直し いじめ不登校対策委員会⑥	5年生宿泊学習 体育発表会	第2回いじめに関する記名式アンケートの実施→教育相談→共有	
11	児童理解委員会⑦ いじめ不登校対策委員会⑦ いじめアンケート情報共有			
12	児童理解委員会⑧ いじめ不登校対策委員会⑧ クラスマネジメントシートの分析	学習発表会 2学期終業式	第2回クラスマネジメントシートの実施 学校評価アンケート	個人懇談会
1	児童理解委員会⑨ いじめ不登校対策委員会⑨	3学期始業式		ふれあい参観・懇談会
2	児童理解委員会⑩ いじめ不登校対策委員会⑩	図工展	学校運営協議会での説明と評価	新1年生保護者説明会 参観・懇談会
3	いじめ不登校対策委員会⑪ 生徒指導研修会③	6年生を送る会 卒業式 修了式		

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「年間の取組の見直し」
- ・ 「いじめに関するアンケート」
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議」
- ・ 「校内研修」
- ・ 「未然防止の取組」(学年又は全校の取組)
- ・ 「個別面談」「教育相談」